令和5年3月24日

岩手県公安委員会

委員長 小 野 公 代

岩手県公安委員会規則第3号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則(昭和49年岩手県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(警務部の分課)	(警務部の分課)
第2条 警務部に、次の <u>8課</u> を置く。	第2条 警務部に、次の <u>9課</u> を置く。
[略]	[略]
警務課	警務課
	留置管理課
人財育成課	人財育成課
[略]	[略]
(警務課)	(警務課)
第4条 警務課においては、次の事務をつかさどる。	第4条 警務課においては、次の事務をつかさどる。
(1) 留置施設に関すること。	
<u>(2)</u> [略]	<u>(1)</u> [略]
<u>(3)</u> [略]	<u>(2)</u> [略]
<u>(4)</u> [略]	<u>(3)</u> [略]
<u>(5)</u> [略]	<u>(4)</u> [略]
<u>(6)</u> [略]	<u>(5)</u> [略]
<u>(7)</u> [略]	<u>(6)</u> [略]
<u>(8)</u> [略]	<u>(7)</u> [略]
<u>(9)</u> [略]	<u>(8)</u> [略]
<u>(10)</u> [略]	<u>(9)</u> [略]
<u>(11)</u> [略]	<u>(10)</u> [略]
<u>(12)</u> [略]	<u>(11)</u> [略]
<u>(13)</u> [略]	<u>(12)</u> [略]
<u>(14)</u> [略]	<u>(13)</u> [略]
<u>(15)</u> [略]	<u>(14)</u> [略]
(16) [略]	<u>(15)</u> [略]
<u>(17)</u> [略]	<u>(16)</u> [略]
<u>(18)</u> [略]	<u>(17)</u> [略]
<u>(19)</u> [略]	<u>(18)</u> [略]
	(留置管理課)
	第4条の2 留置管理課においては、次の事務をつかさどる。
	(1) 留置業務に関する企画、調査及び指導教養に関するこ
	<u>と。</u>
	(2) 留置施設(警察本部(以下「本部」という。)に設置

(人財育成課)

第4条の2 [略]

(県民課)

第5条 県民課においては、次の事務をつかさどる。

 $(1)\sim(6)$ 「略]

(7) 警察行政に係る個人情報の保護に関する企画、調査及 び総合調整に関すること。

(8)~(13) [略]

(課の内部組織)

して、次の表に掲げる組織を置く。

課	内部組織	
[略]		
会計課	指導監査室	
[略]		
生活安全企画	安全・安心まちづくり推進室 特殊詐欺対	
課	策室	
[略]		
人身安全少年	少年サポートセンター 県南少年サポート	
課	センター	
[略]		
警備課	災害対策室 警察航空隊	

2 [略]

(留置管理官)

- 充てる。
- 2 留置管理官は、上司の命を受け、留置施設の事務を処理し、 部下職員を指揮監督する。

別表(第44条関係)

- 1 [略]
- 2 駐在所の名称及び位置

警察署名	名 称	位置
[略]		
千厩警察署	[略]	
	黄海駐在所	[略]

するものに限る。) の管理及び運営並びに被留置者の処遇 に関すること。

(3) 留置施設(警察署に設置するものに限る。)の実地監 査に関すること。

(人財育成課)

第4条の3 [略]

(県民課)

第5条 県民課においては、次の事務をつかさどる。

 $(1)\sim(6)$ 「略]

(7) 警察行政に係る個人情報の保護等に関する企画、調査 及び総合調整に関すること。

(8)~(13) [略]

(課の内部組織)

第31条 警察本部(以下「本部」という。)の課の内部組織と|第31条 本部の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置 く。

課	内部組織	
[略]		
会計課	施設整備室_指導監査室	
[略]		
生活安全企画	安全・安心まちづくり推進室 特殊詐欺対	
課	策室 許可等事務指導室	
[略]		
人身安全少年	少年サポートセンター	
課		
[略]		
警備課	警護対策室 災害対策室 警察航空隊	

2 「略]

(施設整備室長)

第37条 警務部に留置管理官を置き、警視たる警察官をもって 第37条 警務部会計課に施設整備室長を置き、一般職員をもっ て充てる。

> 2 施設整備室長は、上司の命を受け、財産の管理及び処分並 びに庁舎その他の施設の営繕の事務を処理し、部下職員を指 揮監督する。

別表 (第44条関係)

- 1 「略]
- 2 駐在所の名称及び位置

警察署名	名 称	位 置
[略]		
千厩警察署	[略]	
	黄海駐在所	[略]

	保呂羽駐在所	一関市藤沢町保呂羽
	東山駐在所	[略]
	[略]	
[略]		
久慈警察署	<u> 久慈湊駐在所</u>	久慈市夏井町
	大川目駐在所	[略]
	[略]	
[略]		

1	Ī	Ī
	東山駐在所	[略]
	[略]	
[略]		
久慈警察署		
	大川目駐在所	[略]
	[略]	
[略]		
·		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 岩手県留置施設視察委員会条例施行規則(平成19年岩手県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前 (委員会に対する情報の提供)

く。)後最初の委員会の会議において、留置施設に関する次 に掲げる事項について、留置施設の運営の状況を把握するた めに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

(1)~(11) [略]

- (12) その他警察署長が必要と認める事項
- 会の会議において、その状況を把握するために必要な情報を 記載した書面を提出するものとする。

 $(1)\sim(3)$ [略]

(会議録)

第3条 警務部警務課長は、会議録(様式)を備えて置いて、 委員会の会議の経過等を記録しておかなければならない。

(委員会に対する情報の提供)

第2条 警察署長は、毎年、委員の任命(補欠委員の任命を除 第2条 警務部留置管理課長及び警察署長(留置施設を管理し 、及び運営する者に限る。) (以下「留置業務管理者」とい う。)は、毎年、委員の任命(補欠委員の任命を除く。)後 最初の委員会の会議において、留置施設に関する次に掲げる 事項について、留置施設の運営の状況を把握するために必要 な情報を記載した書面を提出するものとする。

改正後

(1)~(11) [略]

- (12) その他留置業務管理者が必要と認める事項
- 2 警察署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員 2 留置業務管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは 、委員会の会議において、その状況を把握するために必要な 情報を記載した書面を提出するものとする。

 $(1)\sim(3)$ [略]

(会議録)

第3条 警務部留置管理課長は、会議録(様式)を備えて置い て、委員会の会議の経過等を記録しておかなければならない

備考 改正部分は、下線の部分である。